

「純金定期運用プラン」契約約款 新旧対照表

項目	改定後	項目	現行
第2条(定義)	(1)～(2)(現行通り) (3)「受寄物」とは、当社がお客様から寄託を受ける東京 商品 取引所受渡供用品指定銘柄の純度99.99%の金地金です。 (4)「代替物」とは、東京 商品 取引所受渡供用品指定銘柄の純度99.99%の金地金です。 (5)①～②(現行通り) (6)①(現行通り) ②「寄託料計算期間満了日」とは、寄託料計算開始日から1年後の応答日(当日が当社の営業日以外の場合は翌営業日)とします。 但し、前号の「寄託料計算期間開始日」が2015年7月21日以降となる場合は、「寄託料計算期間満了日」は2016年7月20日とします。 ③(現行通り) (7)①(現行通り) ②「中途寄託料率」とは、お客様が中途解約もしくは中途売却により、本契約を終了した場合に、当社が寄託を受けた受寄物に対する寄託料の計算に用いる料率で、 年率0.15% です。	第2条(定義)	(1)～(2)(省略) (3)「受寄物」とは、当社がお客様から寄託を受ける東京工業品取引所受渡供用品指定銘柄の純度99.99%の金地金です。 (4)「代替物」とは、東京工業品取引所受渡供用品指定銘柄の純度99.99%の金地金です。 (5)(省略) (6)①(省略) ②「寄託料計算期間満了日」とは、寄託料計算開始日から1年後の応答日(当日が当社の営業日以外の場合は翌営業日)とします。 ③(省略) (7)①(省略) ②「中途寄託料率」とは、お客様が中途解約もしくは中途売却により、本契約を終了した場合に、当社が寄託を受けた受寄物に対する寄託料の計算に用いる料率で、 年率0.1% です。
第8条(反社会的勢力の排除)	1.お客様は、当社に対し、次の各号に掲げる事項を表明・保証 します 。 (1)自己又は自社の役員又は自社の株主であって自社を実質的に所有し、若しくは支配する者(以下「お客様関係者」という。)が、 本契約の有効期間中 いつの時点においても、暴力団、暴力団員、 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力又はその所属員(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に該当しないこと (2)お客様関係者等が、 本契約の有効期間中 いつの時点においても、お客様関係者等、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと (3)お客様関係者等が、 本契約の有効期間中 いつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと 2.お客様は、 本契約の有効期間中 いつの時点においても、お客様関係者等が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを、 当社に対し、確約します 。 (1)～(5)(現行通り)	第8条(反社会的勢力の排除)	1.お客様は、当社に対し、次の各号に掲げる事項を表明・保証 する 。 (1)自己又は自社の役員又は自社の株主であって自社を実質的に所有し、若しくは支配する者(以下「お客様関係者」という。)が、 この契約の有効期間中 いつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力又はその所属員(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に該当しないこと (2)お客様関係者等が、 この契約の有効期間中 いつの時点においても、お客様関係者等、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと (3)お客様関係者等が、 この契約の有効期間中 いつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと 2.お客様は、 この契約の有効期間中 いつの時点においても、お客様関係者等が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを、 当社に対し、確約する 。 (1)～(5)(省略)
第10条(自動更新)	1.(現行通り) 2. 前項にかかわらず、2016年7月20日に寄託料計算期間満了日が到来する場合は、本契約は更新されず、同日をもって寄託料計算期間は満了します。但し、当該寄託料計算期間満了日以降の当社による「純金定期運用プラン」に関する業務は、第16条によるものとします。 3.(現行通り) 4.(現行通り)	第10条(自動更新)	1.(省略) (新設) 2.(省略) 3.(省略)
第11条(本契約の終了)	1.(現行通り) (1)寄託料計算期間満了日の前月最終営業日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、満期解約又は満期売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合(但し、受寄物の一部のみの解約/売却はできません)この場合お客様は代替物返還による満期解約又は受寄物売却による満期売却いずれかの精算方法を指定するものとします。 (2)寄託料計算期間満了日の前日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、中途解約又は中途売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合(但し、受寄物の一部のみの解約/売却はできません)この場合お客様は代替物返還による中途解約又は受寄物売却による中途売却のいずれかの精算方法を指定するものとします。	第11条(本契約の終了)	1.(省略) (1)寄託料計算期間満了日の前月最終営業日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、満期解約又は満期売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合(但し、受寄物の一部のみの解約/売却はできません)。この場合お客様は代替物返還による満期解約又は受寄物売却による満期売却いずれかの精算方法を指定するものとします。 (2)寄託料計算期間満了日の前日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、中途解約又は中途売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合(但し、受寄物の一部のみの解約/売却はできません)この場合お客様は代替物返還による中途解約又は受寄物売却による中途売却のいずれかの精算方法を指定するものとします。
第13条(満期解約または満期売却の精算方法)	1.本契約第11条第1項第1号に従い本契約が終了したときは、同号に定めるお客様からのお申し出が 満期解約の場合は代替物返還の方法により、満期売却の場合は受寄物売却の方法により、それぞれ 精算するものとします。なお、この場合のいずれの精算方法についても、受寄物の重量に満期寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として行います。また、お客様による本契約を更新しない旨のお申込みは、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。 2.(現行通り) 3.前項の方法による代替物の返還を行った後、本条第1項の合計重量との差額(100g未満の金地金)については、本条第4項及び第5項に準じて売却の上、お客様が指定する金融機関 口座 に振込 送金する方法 により支払います。 4.(現行通り) 5.本条第1項の合計重量に前項の売却価格を乗じた売却代金及び消費税(以下「売却代金等」という)は、お客様が指定する金融機関 口座 に振込 送金する方法 により支払います。また、売却代金等の支払は、当社所定の日数を要します。	第13条(満期解約または満期売却の精算方法)	1.本契約第11条第1項第1号に従い本契約が終了したときは、同号に定めるお客様からのお申し出の中で指定された 精算方法 に従い、 代替物返還又は受寄物売却により精算するものとします 。なお、この場合のいずれの精算方法についても、受寄物の重量に満期寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として行います。また、お客様による本契約を更新しない旨のお申込みは、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。 2.(省略) 3.前項の方法による代替物の返還を行った後、本条第1項の合計重量との差額(100g未満の金地金)については、本条第4項及び第5項に準じて売却の上、お客様が指定する金融機関に振込により支払います。 4.(省略) 5.本条第1項の合計重量に前項の売却価格を乗じた売却代金及び消費税(以下「売却代金等」という)は、お客様が指定する金融機関に振込により支払います。その際、 当社所定の送金手数料を控除させていただきます 。また、売却代金等の支払は、当社所定の日数を要します。
第14条(中途解約の精算方法)	1.本契約第11条第1項第2号において お客様が精算方法として代替物返還による中途解約を指定された場合は 、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として 精算 を行います。なお、精算方法は本契約第13条第2項/第3項に準じます。また、当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。 2.中途解約する場合、 当社はお客様より当社所定の現物引出手数料を申し受けます 。	第14条(中途解約の精算方法)	1.本契約第11条第1項第2号に従い本契約が終了したときは、 同号に定めるお客様からのお申し出の中で指定された精算方法に従い、代替物返還又は受寄物売却により精算するものとします 。中途解約時の精算は、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として行います。なお、 精算方法は本契約第13条第2項/第3項に準じます 。また、当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、 当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません 。 2.中途解約する場合、 当社はお客様より当社所定の現物引出手数料及び送金手数料を申し受けます 。
第15条(中途売却の精算方法)	1.中途売却の受付は、当社営業日の午前10時から午後2時までとし、売却価格は、当社がお客様の変更申込書を受領した日の当社所定の買取価格とします。 2.本契約第11条第1項第2号において お客様が精算方法として受寄物売却による中途売却を指定された場合は 、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として 精算 を行います。当該合計重量に、 前項の売却価格を乗じた売却代金及び消費税を、お客様が指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払います 。当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。 削除	第15条(中途売却の精算方法)	1.中途売却の受付は、当社営業日の午前10時から午後3時までとし、売却価格は、当社がお客様の変更申込書を受領した日の当社所定の買取価格とします。 2.本契約第11条第1項第2号に従い本契約が終了したときは、 同号に定めるお客様からのお申し出の中で指定された精算方法に従い、代替物返還又は受寄物売却により精算するものとします 。中途売却時の精算は、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として行います。なお、 精算方法は本契約第13条第4項/5項に準じます 。また、当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、 当社から別段の意思表示が限り、これを撤回することはできません 。 3.中途売却する場合は、 当社はお客様より所定の送金手数料を申し受けます 。
第16条(「純金定期運用プラン」業務終了とそれに伴う清算)	1. 当社による「純金定期運用プラン」に関する業務は、2016年7月29日をもって終了し、本契約は、同日をもって終了するものとします。 2. 前項の本契約終了に伴い当社は、お客様の2016年7月29日時点で受寄物が存在する場合は、2016年7月29日の当社の店頭買取価格にて売却し、当該売却代金につき、お客様が届けている金融機関口座に振込送金する方法により、同年8月15日までに支払うものとします。	(新設)	
第17条(契約解除)	1.(1)～(2)(現行通り) (3)お客様の死亡、破産 手続開始決定がなされた場合 、補助開始、保佐開始、後見開始の審判が申し立てられた場合 (4)(現行通り) (5)支払停止の状態に陥り又は破産 手続開始 、民事再生 手続開始 、会社更生 手続開始 、特別清算 開始 、その他の 倒産手続 の申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき (6)(現行通り) (7)本契約 第24条 に定める本契約の内容の変更にお客様が同意されない場合 (8)(現行通り) 2.～3.(現行通り)	第16条(契約解除)	1.(1)～(2)(省略) (3)お客様の死亡、破産宣告、補助開始、補佐開始、後見開始の審判が申し立てられた場合 (4)(省略) (5)支払停止の状態に陥り又は破産、民事再生手続き、会社整理、会社更生手続きの申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき (6)(省略) (7)本契約第23条に定める本契約の内容の変更にお客様が同意されない場合 (8)(省略) 2.～3.(省略)
第18条(本人確認)	1.当社は、お客様との 本契約 における全ての取引にあたり、お客様の本人確認を行うため、当社所定の本人確認書類(提出時点で有効な運転免許書、各種健康保険証、提出時点から過去3ヶ月以内に発行された住民票の写し、戸籍の謄本・抄本等の公的証明書等)の提出を求める事が 出来 ます。 2.前項の本人確認書類が提出されない場合その他お客様が本人確認ができないと当社が判断した場合、当社は 本契約 の全ての取引の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、履行の停止によりお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものと します 。	第17条(本人確認)	1)当社は、お客様とのこの契約における全ての取引にあたり、お客様の本人確認を行うため、当社所定の本人確認書類(提出時点で有効な運転免許書、各種健康保険証、提出時点から過去3ヶ月以内に発行された住民票の写し、戸籍の謄本・抄本等の公的証明書等)の提出を求める事が出来る。 (2)前項の本人確認書類が提出されない場合その他お客様が本人確認ができないと当社が判断した場合、当社は この契約 の全ての取引の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、履行の停止によりお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとする。
第19条(変更届)	1.～3.(現行通り)	第18条(変更届)	1.～3.(省略)
第20条(譲渡・質入れの禁止)	(現行通り)	第19条(譲渡・質入れの禁止)	(省略)
第21条(供託)	(現行通り)	第20条(供託)	(省略)
第22条(印鑑照合)	(現行通り)	第21条(印鑑照合)	(省略)
第23条(不可抗力)	(現行通り)	第22条(不可抗力)	(省略)
第24条(本契約の変更)	当社は、本契約の内容を変更する場合には、その変更事由をご通知し、 または官報若しくは当社のウェブページなどにて 公告します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがない時は、ご同意いただいたものと します 。	第23条(本契約の変更)	当社は、本契約の内容を変更する場合には、その変更事由をご通知し、又は官報に公告します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがない時は、ご同意いただいたものと します 。
第25条(合意管轄)	本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を唯一の 第一審の専属的合意管轄裁判所 とします。	第24条(合意管轄)	本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を唯一の管轄裁判所と します 。
第26条(募集取扱店よりの金地金購入)	(現行通り)	第25条(募集取扱店よりの金地金購入)	(省略)
第27条(振込金の留保)	1.本契約に基づいて当社がお客様が届けた 金融機関口座に振込送金手続 をしたにもかかわらず、 口座解約その他の事由により入金 が完了しなかった場合には、当社はその支払うべき金額を自己の留保口座で保管することができるものと します 。 2.お客様は、 振込送金手続日の翌日から起算して3年を経過するまで 、前項の留保金額の支払を請求できるものと します 。なお、当該留保金額は無利息と します 。 3.本条にかかわらず、当社は 第21条に基づき供託 をすることを妨げられません。	(新設)	